

政策評価調書(政策体系図)

所管名:内閣府(組織:公正取引委員会)

28年度成立予算における政策体系図 【基本計画(28年4月策定)】(注3)	29年度概算要求における政策体系図 【基本計画(28年4月策定)】(注4)	政策評価 調書番号
一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達	一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達	
公正かつ自由な競争の促進	公正かつ自由な競争の促進	
(1)独占禁止法違反行為に対する措置等	(1)独占禁止法違反行為に対する措置等	①
(2)下請法違反行為に対する措置等	(2)下請法違反行為に対する措置等	②
(3)競争政策の普及啓発等	(3)競争政策の普及啓発等	③
(4)消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保	(4)消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保	④

- 注) 1. 政策評価において使用している政策レベルの名称を記入すること。
2. 予算書における項・事項と一致する政策レベルは必ず記入すること。
3. 28年度政策体系図を記入すること。また、その根拠(政策評価基本計画、実施計画等)及びその策定年月を記入すること。
4. 29年度において実施することが予定されている政策体系図を記入すること。また、その根拠(政策評価基本計画、実施計画等、予定を含む)及びその策定年月を記入すること。なお、29年度の新規の政策及び前年度政策体系図における政策の名称から変更があるものについては、下線を付すこと。
5. 予算書における項・事項と一致する政策レベル以外でも評価を実施している場合は、個別票を別途作成することとし、政策評価調書番号は記入例2のとおり付番すること。
6. 政策ごとの予算がないものについては、政策評価調書番号欄に「-」を記入する。

所管:内閣府

会計: 一般会計

組織:公正取引委員会

【基本計画28年4月策定に対応するもの】

政策評価 調書番号	政策評価 の対象	概算要求書		1			
		(項)	(事項)	(1)	(2)	(3)	(4)
		公正取引委員会					
	×	公正取引委員会に必要な経費（主要経費95）					
①	●	独占禁止法違反行為に対する措置等に必要な経費（主要経費95）		●			
②	●	下請法違反行為に対する措置等に必要な経費（主要経費95）			●		
③	●	競争政策の普及啓発等に必要な経費（主要経費95）				●	
④	●	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に必要な経費（主要経費95）					●

注)「政策評価の対象(●◆×)」欄については、以下の整理により記入すること。

●については政策評価の対象となっているもの

◆については政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの

×については政策評価の対象となっておらず、政策との対応関係を明らかにできないもの(◆以外)

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		独占禁止法違反行為に対する措置等				
評価方式		実績	政策目標の達成度合い	相当程度進展あり	番号	①
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度概算要求額
予算 の 状 況	当 初 予 算 （ 千 円 ）	299,639	300,329	349,939	349,198	383,571
	補 正 予 算 （ 千 円 ）	△ 7,982	-	△ 11,672	-	
	繰 越 し 等 （ 千 円 ）	-	-	-		
	計（千円）	291,657	300,329	338,267		
執 行 額（千円）		229,829	249,759	231,719		
政策評価結果の概算要求への反映状況		予算概算要求に当たり、本件は、公正かつ自由な競争を維持・促進するために必要かつ有効であり、効率的に実施されているものの政策評価結果を踏まえて、①迅速かつ確な企業結合審査を行い、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止するため、②独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不公正な取引方法等に厳正に対処するとともに酒類、石油製品及び家庭用電気製品の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処し、これらを排除するために必要な要求を行った。 また、機構・定員要求に当たり、政策評価結果を踏まえて、厳正かつ実効性のある独占禁止法の運用のために必要な要求を行った。				

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		下請法違反行為に対する措置等				
評価方式		実績	政策目標の達成度合い	相当程度進展あり	番号	②
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度概算要求額
予算 の 状 況	当 初 予 算 （ 千 円 ）	150,881	153,913	152,844	166,541	259,456
	補 正 予 算 （ 千 円 ）	-	-	-		
	繰 越 し 等 （ 千 円 ）	-	-	△ 14,165		
	計（千円）	150,881	153,913	138,679		
	執 行 額（千円）	130,267	110,682	110,067		
政策評価結果の概算要求 への反映状況		予算概算要求に当たり、本件は下請取引の公正化を推進し、下請事業者の利益を保護するために必要であり、かつ、相当程度の有効性及び効率性があつたものの政策評価結果を踏まえて、書面調査等による情報収集、下請法違反行為に対する迅速かつ的確な措置、下請法に係る講習会などによる下請法の普及・啓発を行うために必要な要求を行った。 また、機構・定員要求に当たり、政策評価結果を踏まえて、重大事案に対し、精密な調査を迅速かつ効果的に実施するために必要な要求を行った。				

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		競争政策の普及啓発等				
評価方式		実績	政策目標の達成度合い	相当程度進展あり	番号	③
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度概算要求額
予算 の 状 況	当 初 予 算 （ 千 円 ）	125, 834	124, 666	130, 780	140, 374	142, 591
	補 正 予 算 （ 千 円 ）	△ 266	-	△ 333		
	繰 越 し 等 （ 千 円 ）	△ 395	-	-		
	計（千円）	125, 173	124, 666	130, 447		
	執 行 額（千円）	106, 774	110, 077	117, 159		
政策評価結果の概算要求 への反映状況						

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保				
評価方式		総合	政策目標の達成度合い	相当程度進展あり	番号	④
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度概算要求額
予算 の 状 況	当 初 予 算 （ 千 円 ）	329,960	2,034,916	1,377,136	1,397,480	1,225,343
	補 正 予 算 （ 千 円 ）	△ 766	-	△ 8,721		
	繰 越 し 等 （ 千 円 ）	-	-	-		
	計（千円）	329,194	2,034,916	1,368,415		
執 行 額（千円）		209,121	924,317	965,513		
政策評価結果の概算要求 への反映状況		予算概算要求に当たり、本件は、消費税の円滑かつ適正な転嫁の推進の観点から、必要かつ有効であり、効率的に実施されているとの政策評価結果を踏まえて、転嫁拒否行為の未然防止のための取組の推進、転嫁拒否行為に対する迅速かつ適正な対処並びに転嫁カルテル及び表示カルテルの届出の受付、事業者からの相談等のために必要な要求を行った。 また、機構・定員要求に当たり、政策評価結果を踏まえて、消費税の円滑かつ適正な転嫁を実現するための体制整備に必要な要求を行った。				

政策評価調書（個別票2）

政策名	独占禁止法違反行為に対する措置等						番号	①	(千円)	
	予 算 科 目						予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計	
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	28年度 当初予算額	29年度 概算要求額		
対応表において● となっているもの	A	1	一般	公正取引委員会	公正取引委員会	独占禁止法違反行為に対する措置等に必要な経費	349, 198	383, 571	-	
	小計						349, 198	383, 571	-	
対応表において◆ となっているもの										
	小計									
対応表において○ となっているもの										
	小計									
対応表において◇ となっているもの										
	小計									
合計						349, 198 の内数	383, 571 の内数			

政策評価調書（個別票2）

政策名	下請法違反行為に対する措置等						番号	②	(千円)	
	予 算 科 目						予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計	
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	28年度 当初予算額	29年度 概算要求額		
対応表において● となっているもの	A	1	一般	公正取引委員会	公正取引委員会	下請法違反行為に対する措置等に必要な経費	166,541	259,456	-	
	小計						166,541	259,456	-	
対応表において◆ となっているもの										
	小計									
対応表において○ となっているもの										
	小計									
対応表において◇ となっているもの										
	小計									
合計						166,541 の内数	259,456 の内数			

政策評価調書（個別票2）

政策名	競争政策の普及啓発等						番号	③	(千円)	
	予 算 科 目						予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計	
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	28年度 当初予算額	29年度 概算要求額		
対応表において● となっているもの	A	1	一般	公正取引委員会	公正取引委員会	競争政策の普及啓発等に必要な経費	140,374	142,591	-	
	小計						140,374	142,591	-	
対応表において◆ となっているもの										
	小計									
対応表において○ となっているもの										
	小計									
対応表において◇ となっているもの										
	小計									
合計						140,374 の内数	142,591 の内数			

政策評価調書（個別票2）

政策名	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保						番号	④	(千円)	
	予 算 科 目						予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計	
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	28年度 当初予算額	29年度 概算要求額		
対応表において● となっているもの	A	1	一般	公正取引委員会	公正取引委員会	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に必要な経費	1,397,480	1,225,343	-	
	小計						1,397,480	1,225,343	-	
対応表において◆ となっているもの										
	小計									
対応表において○ となっているもの										
	小計									
対応表において◇ となっているもの										
	小計									
合計						1,397,480 の内数	1,225,343 の内数			

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		独占禁止法違反行為に対する措置等				番号	①	(千円)
事務事業名	整理番号		予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容	
			28年度 当初 予算額	29年度 概算要求額	増△減額			
企業結合の迅速かつ的確な審査	A	1	8,279	10,444	2,165	-	平成28年度に実施した政策評価結果を踏まえ、迅速かつ的確な企業結合審査を行い、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止するために必要な要求を行った。	
独占禁止法違反行為に対する厳正な対処	A	1	256,548	250,160	△ 6,388	-	平成28年度に実施した政策評価結果を踏まえ、独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不公正な取引方法等に厳正に対処するとともに酒類、石油製品及び家庭用電気製品の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処し、これらを排除するために必要な要求を行った。	
合計			264,827	260,604	△ 4,223	-		

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		下請法違反行為に対する措置等				番号	②	(千円)
事務事業名	整理番号		予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容	
			28年度 当初 予算額	29年度 概算要求額	増△減額			
下請法の的確な運用	A	1	137, 772	216, 777	79, 005	-	平成28年度に実施した政策評価結果を踏まえ、書面調査等による情報収集、下請法違反行為に対する迅速かつ的確な措置、下請法に係る講習会などによる下請法の普及・啓発を行うために必要な要求を行った。	

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		競争政策の普及啓発等				番号	③	(千円)
事務事業名	整理番号		予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容	
			28年度 当初 予算額	29年度 概算要求額	増△減額			
合計								

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保					番号	④	(千円)
事務事業名	整理番号		予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容	
			28年度当初予算額	29年度概算要求額	増△減額			
消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保	A	1	1,382,237	1,199,911	△ 182,326	-	平成28年度に実施した政策評価結果を踏まえ、転嫁拒否行為の未然防止のための取組の推進、転嫁拒否行為に対する迅速かつ適正な対処並びに転嫁カルテル及び表示カルテルの届出の受付、事業者のからの相談等のために必要な要求を行った。	

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(公正取引委員会28-1)

施策名		独占禁止法違反行為に対する措置等 企業結合の迅速かつ的確な審査			担当部局名		企業結合課		作成責任者名		企業結合課長 品川 武		
施策の概要		企業結合(株式取得、合併、分割、共同株式移転及び事業譲受け等)について、届出に基づいて、迅速かつ的確な企業結合審査を行い、独占禁止法の規定に違反することが認められた場合には適切に対応するとともに、主要な企業結合事例を公表することにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止する。			政策体系上の位置付け		迅速かつ的確な企業結合審査を行い、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進させ、一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達に資する。						
達成すべき目標		企業結合(株式取得、合併、分割、共同株式移転及び事業譲受け等)について、迅速かつ的確な企業結合審査を行い、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進する。			目標設定の考え方・根拠		独占禁止法の目的である一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達を促進するため、迅速かつ的確な企業結合審査を行い、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進させることを目標として設定した。		政策評価実施 予定時期		平成31年4月～7月		
測定指標		目標(値)		年度ごとの目標値								測定指標の選定理由及び目標値 (水準・目標年度)の設定の根拠	
				年度ごとの実績値									
		目標年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度					
1 企業結合計画の届出を受理した案件の処理状況(第1次審査)(注1)		届出の受理後30日以内	28年度	100%							本件施策の有効性・効率性を評価するため、届出案件の処理状況(第1次審査)を測定する。目標値は、独占禁止法の規定に基づき設定した。		
				100%	100%	100%	100%	100%					
2 企業結合計画の届出を受理した案件の処理状況(第2次審査に移行したもの)(注2)		全ての報告等の受理後90日以内	28年度	100%							本件施策の有効性・効率性を評価するため、届出案件の処理状況(第2次審査)を測定する。目標値は、独占禁止法の規定に基づき設定した。		
				100%	100%	100%	100%	100%					
3 的確な企業結合審査、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止状況		的確な企業結合審査を行い、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止する。	28年度	的確な企業結合審査を行い、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止する。									
				以下を始め、的確な企業結合審査に努め、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止に努めた。	以下を始め、的確な企業結合審査に努め、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止に努めた。	以下を始め、的確な企業結合審査に努め、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止に努めた。	以下を始め、的確な企業結合審査に努め、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止に努めた。	以下を始め、的確な企業結合審査に努め、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止に努めた。					
				① 企業結合の届出受理件数[275件](注3)	① 同左[349件]	① 同左[264件]	① 同左[289件]	① 同左[295件]					
				② 公正取引委員会ウェブサイトの企業結合公表事例集への掲載事例件数[9件]	② 同左[11件]	② 同左[10件]	② 同左[10件]	② 同左[11件]			本件施策の有効性・効率性を評価するため、企業結合審査の状況を測定する。		
				③ 公正取引委員会ウェブサイトに掲載された企業結合公表事例集の事例1件当たりの頁数[8.9頁]	③ 同左[9.5頁]	③ 同左[6.2頁]	③ 同左[7.9頁]	③ 同左[8.1頁]					

				公正取引委員会ウェブサイトに掲載された ④ 企業結合公表事例集へのアクセス件数(注4)[一件]	④ 同[一件]	④ 同左[15,483件]	④ 同左[6,938件]	④ 同左[9,676件]			
				企業結合審査によって保護された消費者利益額(注5)[約1063億円]	⑤ 同左[約73億円]	⑤ 同左[約456億円]	⑤ 同左[約2億円]	⑤ 同左[約63億円]			
達成手段		予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等				行政事業レビュー事業番号
		25年度	26年度	27年度	28年度						
(1) 企業結合の迅速かつ的確な審査に係る経費		7,854 (6,605)	8,081 (6,808)	7,366 (7,377)	8,279	1～3	一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止して、公正かつ自由な競争を維持・促進するため、企業結合の当事者、競争業者、需要者等からヒアリングを行うなど所要の調査を行うなどして、迅速かつ的確に企業結合審査を行う。				—
施策の予算額・執行額		7,854 (6,605)	8,081 (6,808)	7,366 (7,377)	8,279	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)			—		

(注1) 当該年度内に届出を受理した事案であって、処理が終了した年度にかかわらず、受理後30日以内に処理した件数の割合を算出している。

(注2) 当該年度内に届出を受理した事案であって、処理が終了した年度にかかわらず、全ての報告等の受理後90日以内に処理した件数の割合を算出している。

(注3) 最終的に届出会社の事情により企業結合計画に係る届出を取り下げた件数を含む。

(注4) 当該年度を含めた過去2年間に掲載した企業結合公表事例集について、当該年度におけるアクセス件数を集計したもの。平成23年度及び平成24年度においては、当該方法による集計を行っていないことから空欄としている。

(注5) 公正取引委員会では、平成21年度から、問題点を解消する措置が講じられなければ、10%分の価格引上げが1年間継続して行われると仮定して、企業結合審査によって将来保護される消費者利益を推定し、公表してきている。

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(公正取引委員会28-2)

施策名	独占禁止法違反行為に対する措置等 独占禁止法違反行為に対する厳正な対処		担当部局名		管理企画課		作成責任者名		管理企画課長 片桐 一幸				
施策の概要	独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査(立入検査, 事情聴取等)を行い, 違反行為が認められた場合には, 排除措置命令を行うほか, 警告等の必要な措置を講ずる。		政策体系上の位置付け		独占禁止法違反行為を厳正かつ迅速に対処し, これらを排除することにより, 公正かつ自由な競争を維持・促進させ, 一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達に資する。								
達成すべき目標	独占禁止法に違反する私的独占, カルテル, 入札談合及び不公正な取引方法に厳正に対処するとともに, 酒類, 石油製品及び家庭用電気製品の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処し, これらを排除することにより, 公正かつ自由な競争を維持・促進する。		目標設定の考え方・根拠		独占禁止法の目的である一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達を促進するため, 独占禁止法違反行為に対して厳正に対処し, 独占禁止法違反行為を排除することにより, 公正かつ自由な競争を維持・促進させることを目標として設定した。			政策評価実施 予定時期		平成31年4月～7月			
測定指標		目標(値)		年度ごとの目標値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
				年度ごとの実績値									
		目標年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度					
1 独占禁止法に違反する私的独占, カルテル, 入札談合及び不公正な取引方法の厳正な対処によるこれらの排除状況		28年度	独占禁止法に違反する私的独占, カルテル, 入札談合及び不公正な取引方法に厳正に対処し, これらを排除する。								本件施策の有効性・効率性を評価するため, 独占禁止法に違反する私的独占, カルテル, 入札談合及び不公正な取引方法の排除状況を測定する。		
			以下を始め, 独占禁止法に違反する私的独占, カルテル, 入札談合及び不公正な取引方法に厳正に対処し, これらの排除に努めた。	以下を始め, 独占禁止法に違反する私的独占, カルテル, 入札談合及び不公正な取引方法に厳正に対処し, これらの排除に努めた。	以下を始め, 独占禁止法に違反する私的独占, カルテル, 入札談合及び不公正な取引方法に厳正に対処し, これらの排除に努めた。	以下を始め, 独占禁止法に違反する私的独占, カルテル, 入札談合及び不公正な取引方法に厳正に対処し, これらの排除に努めた。	以下を始め, 独占禁止法に違反する私的独占, カルテル, 入札談合及び不公正な取引方法に厳正に対処し, これらの排除に努めた。						
			申告件数(小売業(注① 1)に係る不当廉売申告を除く。)[1,657件]	① 同左[1,644件]	① 同左[1,277件]	① 同左[1,266件]	① 同左[1,121件]						
			② 事件処理件数(法的措置)[22件]	② 同左[20件]	② 同左[18件]	② 同左[10件]	② 同左[9件]						
			③ 事件処理件数(警告)[2件]	③ 同左[6件]	③ 同左[1件]	③ 同左[1件]	③ 同左[6件]						
			④ 事件処理件数(注意)(注2)[138件]	④ 同左[208件]	④ 同左[114件]	④ 同左[102件]	④ 同左[106件]						
			⑤ 対象事業者数(法的措置)[303名]	⑤ 同左[126名]	⑤ 同左[210名]	⑤ 同左[132名]	⑤ 同左[39名]						
			⑥ 対象事業者数(警告)[2名]	⑥ 同左[6名]	⑥ 同左[1名]	⑥ 同左[5名]	⑥ 同左[6名]						
			⑦ 課徴金額[442億5784万円]	⑦ 同左[250億7644万円]	⑦ 同左[302億4283万円]	⑦ 同左[171億4303万円]	⑦ 同左[85億1076万円]						
			⑧ 課徴金納付命令等の対象事業者数[277名]	⑧ 同左[113名]	⑧ 同左[181名]	⑧ 同左[128名]	⑧ 同左[31名]						

			⑨ 一事業者当たりの課徴金額[1億5977万円]	⑨ 同左[2億2191万円]	⑨ 同左[1億6708万円]	⑨ 同左[1億3392万円]	⑨ 同左[2億7454万円]		
			⑩ 刑事告発件数[0件]	⑩ 同左[1件]	⑩ 同左[1件]	⑩ 同左[0件]	⑩ 同左[1件]		
			⑪ 課徴金減免申請件数[143件]	⑪ 同左[102件]	⑪ 同左[50件]	⑪ 同左[61件]	⑪ 同左[102件]		
			⑫ 課徴金減免制度の適用が公表された法的措置件数[9件]	⑫ 同左[19件]	⑫ 同左[12件]	⑫ 同左[4件]	⑫ 同左[7件]		
			⑬ 法的措置を採った全事件の平均事件処理期間[約15か月(うち意見聴取手続開始から法的措置までの平均期間－)](注3)	⑬ 同左[約14か月(同左－)]	⑬ 同左[約14か月(同左－)]	⑬ 同左[約15か月(同左－)]	⑬ 同左[約20か月(同左約3か月)]		
			⑭ 日刊新聞の報道量[22,256行](注4)	⑭ 同左[16,040行]	⑭ 同左[13,166行]	⑭ 同左[5,505行]	⑭ 同左[6,450行]		
			⑮ 法的措置によって保護された消費者利益額(注5)[約2793億円]	⑮ 同左[約2364億円]	⑮ 同左[約2105億円]	⑮ 同左[約1923億円]	⑮ 同左[約571億円]		
2	酒類、石油製品及び家庭用電気製品の小売業における不当廉売事件の平均処理期間	原則2か月以内	28年度						本指標は、独占禁止法違反行為に対する対処状況を測定し、本件施策の有効性を評価するために選定したものであり、その目標については、「酒類の流通における不当廉売、差別対価等への対応について」、「ガソリン等における不当廉売、差別対価等への対応について」及び「家庭用電気製品の流通における不当廉売、差別対価等への対応について」に基づき、設定した。
			2.1か月	2か月	2.1か月	1.9か月	1.7か月		
3	酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件についての迅速な対処状況	酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処する。	酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処する。						本件施策の有効性・効率性を評価するため、酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業における不当廉売事件について迅速な対処状況を測定する。
			以下を始め、酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処した。 ① 小売業に係る不当廉売申告件数[7,102件] ② 小売業に係る不当廉売事件における注意件数(迅速処理によるもの)[1,772件]	以下を始め、酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処した。 ① 同左[8,173件] ② 同左[1,736件]	以下を始め、酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処した。 ① 同左[5,966件] ② 同左[1,366件]	以下を始め、酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処した。 ① 同左[5,620件] ② 同左[982件]	以下を始め、酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処した。 ① 同左[5,210件] ② 同左[841件]		

達成手段	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	行政事業レビュー事業番号
	25年度	26年度	27年度	28年度			
(1) 独占禁止法違反行為に対する厳正な対処に係る経費	222,914 (176,798)	228,846 (192,095)	256,132 (171,076)	256,548	1～3	独占禁止法に違反する私的独占、カルテル及び入札談合に厳正に対処するとともに、不公正な取引方法に対し迅速かつ的確に対処し、これらを排除することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進するために、独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査(立入検査、事情聴取等)を行い、違反行為が認められた場合には排除措置を行うほか、警告等の必要な措置を講ずる。	—
施策の予算額・執行額	222,914 (176,798)	228,846 (192,095)	256,132 (171,076)	256,548	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	平成23年8月9日 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(閣議決定) 平成21年6月23日 経済財政改革の基本方針2009(閣議決定) 平成21年3月31日 規制改革推進のための3か年計画(再改定)(閣議決定) 平成19年1月26日 第166回国会 施政方針演説	

- (注1) 小売業とは、酒類、石油製品、家庭用電気製品等の小売業のことをいう。
- (注2) 小売業に係る不当廉売事件で迅速処理により注意したものを除く。
- (注3) 意見聴取手続は平成27年4月1日から導入された制度であり、平成26年度以前は「うち意見聴取手続開始から法的措置までの平均期間」に該当するものはない。
- (注4) 新聞の1段を約70行として計算している。
- (注5) 公正取引委員会では、平成18年度以降に法的措置を採った事件について、違反行為が行われた市場の市場規模を将来5年間にわたって割引現在価値(割引率として「基準割引率及び基準貸付利率」を使用)に換算後、それぞれに10%を乗じて合算したものを消費者利益として推定し、公表してきている。

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策名		下請法違反行為に対する措置等 下請法の的確な運用		担当部局名		企業取引課 下請取引調査室		作成責任者名		(公正取引委員会28-4) 企業取引課長 鎌田 明 下請取引調査室長 小菅 英夫			
施策の概要		書面調査等により情報を収集し、下請法に違反する疑いのある行為について所要の調査（実地調査、招致調査等）を行い、違反行為が認められた場合には、必要な措置（法的措置（下請法第7条に基づく勧告）又は指導）を講ずる。 下請法に係る講習会を開催すること等により、下請法の普及・啓発を図る。		政策体系上の 位置付け		下請法の的確な運用により、下請取引の公正化を推進するとともに、下請事業者の利益を保護し、もって国民経済の健全な発達に資する。							
達成すべき目標		下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速かつ的確に対処すること、また、下請法の普及・啓発を図ることにより、下請取引の公正化を推進し、下請事業者の利益を保護する。		目標設定の 考え方・根拠		下請取引の公正化を推進するとともに、下請事業者の利益を保護するためには、下請法を迅速かつ的確に運用すること、また、違反行為を未然に防止する観点から下請法の普及・啓発を図ることが重要であることから、この目標を設定した。		政策評価実施 予定時期		平成31年4月～7月			
測定指標		目標（値）		年度ごとの目標値								測定指標の選定理由及び目標値 （水準・目標年度）の設定の根拠	
				年度ごとの実績値									
		目標年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度				
1 勧告事件の処理期間		10か月以内		28年度		100%						勧告事件の処理期間については、下請法違反行為への対処状況を測定し、本件施策の有効性・効率性を評価するための指標であり、その目標値は、公表に耐え得る証拠収集・事実認定等のため時間を要する勧告事件の実態に即した処理期間に基づき設定した。	
						38.9%	56.3%	40.0%	28.6%	50.0%			
2 指導事件の処理期間		3か月以内		28年度		100%						指導事件の処理期間については、下請法違反行為への対処状況を測定し、本件施策の有効性・効率性を評価するための指標であり、その目標値は、迅速に処理することが求められる指導事件の実態に即した処理期間に基づき設定した。	
						97.2%	98.5%	98.7%	97.6%	96.9%			
3 下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等への対処状況		下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速かつ的確に対処する。		28年度		下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速かつ的確に対処する。						本件施策の有効性・効率性を評価するため、下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等への対処状況を測定する。	
						下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速かつ的確に対処した。	下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速かつ的確に対処した。	下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速かつ的確に対処した。	下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速かつ的確に対処した。	下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速かつ的確に対処した。			
						① 下請取引に係る書面調査の実施状況 [親事業者数:38,503名、 下請事業者数:212,659名]](注1・2)	① 同左 [親事業者数:38,781名、 下請事業者数:214,042名]	① 同左 [親事業者数:38,974名、 下請事業者数:214,044名]	① 同左 [親事業者数:38,982名、 下請事業者数:213,690名]	① 同左 [親事業者数:39,101名、 下請事業者数:214,000名]			
						② 違反事件の処理件数 (勧告)[18件]	② 同左[16件]	② 同左[10件]	② 同左[7件]	② 同左[4件]			
						③ 違反事件の処理件数 (指導)[4,326件]	③ 同左[4,550件]	③ 同左[4,949件]	③ 同左[5,461件]	③ 同左[5,980件]			
				④ 措置によって直接保護された下請事業者の利益[32億2203万円](注3)	④ 同左[57億94万円]	④ 同左[6億7087万円]	④ 同左[8億7120万円]	④ 同左「13億2622万円」]					

			下請法の普及・啓発を図ることにより下請取引の公正化を推進する。					
			以下を始め、下請法の普及・啓発を図り、下請取引の公正化の推進に努めた。	以下を始め、下請法の普及・啓発を図り、下請取引の公正化の推進に努めた。	以下を始め、下請法の普及・啓発を図り、下請取引の公正化の推進に努めた。	以下を始め、下請法の普及・啓発を図り、下請取引の公正化の推進に努めた。	以下を始め、下請法の普及・啓発を図り、下請取引の公正化の推進に努めた。	
4 下請法の普及・啓発を図ることによる下請取引の公正化の推進状況	下請法の普及・啓発を図ることにより下請取引の公正化を推進する。	28年度	① 下請取引適正化推進講習会の開催数[33回]	① 同左[30回]	① 同左[34回]	① 同左[30回]	① 同左[33回]	本件施策の有効性・効率性を評価するため、下請法の普及・啓発状況を測定する。
			② 下請取引適正化推進講習会の参加者数[4,412人]	② 同左[3,845人]	② 同左[4,454人]	② 同左[3,927人]	② 同左[4,881人]	
			③ 下請取引適正化推進講習会後の下請法（下請法の適用範囲及び親事業者の義務について）の理解度[91.4%](注4)	③ 同左[92.2%]	③ 同左[90.8%]	③ 同左[91.2%]	③ 同左[92.6%]	
			④ 下請取引適正化推進講習会後の下請法（親事業者の禁止行為について）の理解度[94.3%](注4)	④ 同左[94.8%]	④ 同左[93.3%]	④ 同左[94.0%]	④ 同左[94.0%]	
			⑤ 公正取引委員会ウェブサイトに掲載された下請法関係のパンフレットへのアクセス数[172,623件]	⑤ 同左[326,659件]	⑤ 同左[59,279件]	⑤ 同左[130,531件]	⑤ 同左[180,715件]	
			⑥ 公正取引委員会ウェブサイトに掲載された下請取引適正化推進講習会テキストへのアクセス数[79,668件]	⑥ 同左[82,258件]	⑥ 同左[34,569件]	⑥ 同左[28,981件]	⑥ 同左[36,760件]	
			⑦ 勧告事件の日報道量[1,892行](注5)	⑦ 同左[5,872行]	⑦ 同左[1,058行]	⑦ 同左[1,443行]	⑦ 同左[485行]	
			⑧ 公正取引委員会ウェブサイトに掲載された勧告事件のアクセス数[-件](注6)	⑧ 同左[-件]	⑧ 同左[109,033件]	⑧ 同左[124,218件]	⑧ 同左[94,346件]	

達成手段	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	行政事業レビュー事業番号
	25年度	26年度	27年度	28年度			
(1) 下請法の的確な運用に係る経費	134,997 (121,906)	138,206 (103,292)	136,608 (101,623)	137,772	1～4	下請法を的確に運用し、下請取引の公正化を推進して下請事業者の利益を保護するため、下請法に違反する疑いのある行為について実地調査、招致調査等を行って迅速かつ的確に処理して違反行為を排除し、また、下請取引適正化推進講習会の開催や下請法に関するパンフレット・テキストを作成、配布して下請法の普及啓発を図る。	—
施策の予算額・執行額	134,997 (121,906)	138,206 (103,292)	136,608 (101,623)	137,772	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		平成23年10月21日 円高への総合的対策～リスクに強靱な経済の構築を目指して～(閣議決定) 平成22年6月18日 中小企業憲章(閣議決定)

- (注1) 下請法では、委託取引の内容及び取引を委託する事業者の資本金、受託する事業者の資本金等によって「親事業者」及び「下請事業者」を定義している。
- (注2) 下請取引においては、親事業者の下請法違反行為により下請事業者が不利益を被っている場合であっても、その取引の性格から、下請事業者からの自発的な情報提供が期待しにくい実態にあることから、親事業者及びその下請事業者を対象として、定期的に書面調査を行っている。
- (注3) 公正取引委員会の措置に基づき、親事業者が下請事業者が被った不利益について原状回復措置(減額した下請代金の返還等)した額の総額。
- (注4) 理解度については、アンケートにおいて「よく分かった」又は「概ね分かった」と回答した参加者の割合を記載。
- (注5) 新聞の1段を約70行として計算している。
- (注6) 当該年度を含めた過去2年間の勧告事件について、当該年度におけるアクセス件数を集計したもの。平成23年度及び平成24年度においては、当該方法による集計を行っていないことから空欄としている。

平成28年度公正取引委員会実績評価書（標準様式）

（公正取引委員会28－①）

施策名	独占禁止法違反行為に対する措置等 企業結合の迅速かつ的確な審査					
施策の概要	企業結合（株式取得、合併、分割、共同株式移転及び事業譲受け等）について、届出に基づいて、迅速かつ的確な企業結合審査を行い、独占禁止法の規定に違反することが認められた場合には適切に対応するとともに、主要な企業結合事例を公表することにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止する。					
達成すべき目標	企業結合（株式取得、合併、分割、共同株式移転及び事業譲受け等）について、迅速かつ的確な企業結合審査を行い、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進する。					
施策の予算額・執行額等	区分		26年度	27年度	28年度	29年度要求額
	予算の 状況 （千円）	当初予算(a)	8,081	7,366	8,279	10,444
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0		
		合計(a+b+c)	8,081	7,366		
	執行額(千円)		6,808	7,377		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	—					

測定指標	企業結合計画の届出を受理した案件の処理状況（第1次審査）(注1)		実績値					評価対象年度	達成
			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	25年度～27年度	目標達成
			100%	100%	100%	100%	100%		
			年度ごとの目標値	届出の受理後30日以内					
	企業結合計画の届出を受理した案件の処理状況（第2次審査に移行したもの）(注2)		実績値					評価対象年度	達成
			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	25年度～27年度	目標達成
			100%	100%	100%	100%	100%		
			年度ごとの目標値	全ての報告等の受理後90日以内					
	的確な企業結合審査、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止状況		施策の進捗状況（実績）					評価対象年度	達成
			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	25年度～27年度	相当程度進展あり
			別紙のとおり。						
			年度ごとの目標値						

（注1） 当該年度内に届出を受理した事案であって、処理が終了した年度にかかわらず、受理後30日以内に処理した件数の割合を算出している。

（注2） 当該年度内に届出を受理した事案であって、処理が終了した年度にかかわらず、全ての報告等の受理後90日以内に処理した件数の割合を算出している。

評価結果	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） 相当程度進展あり
	施策の分析	（判断根拠） 企業結合計画の届出を受理した案件については、届出会社の事情により企業結合計画に係る届出を取り下げた案件を除き、全ての案件について目標の処理期間内に処理を行っていることから、具体的な数値目標を達成している。 その他の指標をみると、「企業結合公表事例集の事例1件当たりの頁数」、「公正取引委員会ウェブサイトに掲載された企業結合公表事例集へのアクセス件数」及び「企業結合審査によって保護された消費者利益額」については、各年度間でばらつきがあるものの、おおむね高水準で推移しており、企業結合の迅速かつ的確な審査が、公正かつ自由な競争を維持・促進する上で相当程度寄与したものと考えられる。 測定指標全体を通じて評価すれば、本件取組は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止し、公正かつ自由な競争を維持・促進する上で必要かつ有効であり、また、その活動は効率的であったと評価できる。 なお、禁止期間の短縮を行った件数の増加は、公正取引委員会が、迅速に企業結合審査を行ったことの表れであると考えられるが、企業結合審査の迅速性に対する当事会社のニーズは高いことから、引き続き重点を置く必要がある。また、今後とも経済学の知見を中心に専門的知識を活用する必要がある企業結合案件に適切に対応するとともに、事業者の参考となる情報提供などを積極的に行っていく必要がある。

	次期目標等への反映の方向性 【施策】 引き続き、企業結合について、迅速かつ的確な企業結合審査を行い、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進していくこととする。 【測定指標】 本件取組は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止し、公正かつ自由な競争を維持・促進する上で必要であり、かつ、一定の有効性及び効率性があつたと評価できる。そのため、各指標とも現在の目標設定の考え方を維持し、引き続き本件取組を推進していくこととするが、事例集については、一般国民への影響が大きい案件や問題解消措置を採った案件といった注目度の高い案件を記載するなど、掲載内容の充実に努める。
--	--

学識経験を有する者の知見の活用	・平成26年度の公表案件のアクセス数について、平成26年度よりも平成27年度が上回っているが、理由があれば説明を追記していただきたい。（若林委員） （意見を踏まえ、実績評価書について所要の修正を行った。） ・個別の企業結合審査結果の検証についても行っていく必要があるのではないか。（田中委員） （企業結合審査の事後検証についてはこれまでも競争政策研究センターの共同研究等で行ってきており、今後必要に応じて事後検証を検討していく旨回答した。） ・迅速な企業結合審査の測定指標について、現在は法定の期限内に処理をした案件の割合で測定を行っているが、案件の平均処理期間も測定指標に加えてはどうか。（柿崎委員） （必要な処理期間は案件の困難性によって異なるため、測定指標として設定するのは困難である旨回答した。）
------------------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「平成25年度における主要な企業結合事例について」（平成26年6月11日公表） 「平成26年度における主要な企業結合事例について」（平成27年6月10日公表） 「平成27年度における主要な企業結合事例について」（平成28年6月8日公表） （注）前記資料等は全て公正取引委員会官房総務課において保管している。
----------------------------------	---

担当部局名	企業結合課	作成責任者名 （※記入は任意）	企業結合課長 品川 武	政策評価実施時期	平成28年4月～7月
--------------	--------------	----------------------------	--------------------	-----------------	-------------------

測定指標	的確な企業結合審査、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止状況	施策の進捗状況(実績)				
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		以下を始め、的確な企業結合審査に努め、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止に努めた。	以下を始め、的確な企業結合審査に努め、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止に努めた。	以下を始め、的確な企業結合審査に努め、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止に努めた。	以下を始め、的確な企業結合審査に努め、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止に努めた。	以下を始め、的確な企業結合審査に努め、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止に努めた。
		① 企業結合の届出受理件数[275件] (注1)	① 同左[349件]	① 同左[264件]	① 同左[289件]	① 同左[295件]
		② 公正取引委員会ウェブサイトの企業結合公表事例集への掲載事例件数[9件]	② 同左[11件]	② 同左[10件]	② 同左[10件]	② 同左[11件]
		③ 公正取引委員会ウェブサイトに掲載された企業結合公表事例集の事例1件当たりの頁数[8.9頁]	③ 同左[9.5頁]	③ 同左[6.2頁]	③ 同左[7.9頁]	③ 同左[8.1頁]
		④ 公正取引委員会ウェブサイトに掲載された企業結合公表事例集へのアクセス件数(注2)[一件]	④ 同左[一件]	④ 同左[15,483件]	④ 同左[6,938件]	④ 同左[9,676件]
⑤ 企業結合審査によって保護された消費者利益額(注3) [約1063億円]	⑤ 同左[約73億円]	⑤ 同左[約456億円]	⑤ 同左[約2億円]	⑤ 同左[約63億円]		
年度ごとの目標値	的確な企業結合審査を行い、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止する。					

(注1) 最終的に届出会社の事情により企業結合計画に係る届出を取り下げた件数を含む。

(注2) 当該年度を含めた過去2年間に掲載した企業結合公表事例集について、当該年度におけるアクセス件数を集計したもの。平成23年度及び平成24年度においては、当該方法による集計を行っていないことから空欄としている。

(注3) 公正取引委員会では、平成21年度から、問題点を解消する措置が講じられなければ、10%分の価格引上げが1年間継続して行われると仮定して、企業結合審査によって将来保護される消費者利益を推定し、公表してきている。

平成28年度公正取引委員会実績評価書（標準様式）

（公正取引委員会28－②）

施策名	独占禁止法違反行為に対する措置等 独占禁止法違反行為に対する厳正な対処					
施策の概要	独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査(立入検査, 事情聴取等)を行い, 違反行為が認められた場合には, 排除措置命令を行うほか, 警告等の必要な措置を講ずる。					
達成すべき目標	独占禁止法に違反するカルテル, 入札談合, 不公正な取引方法等に厳正に対処するとともに, 酒類, 石油製品及び家庭用電気製品の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処し, これらを排除することにより, 公正かつ自由な競争を維持・促進する。					
施策の予算額・執行額等	区分		26年度	27年度	28年度	29年度要求額
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	228,846	256,132	256,548	250,160
		補正予算(b)	0	-9,097	0	0
		繰越し等(c)	0	0		
		合計(a+b+c)	228,846	247,035		
	執行額(千円)		192,095	171,076		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	平成23年8月 9日 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(閣議決定) 平成21年6月23日 経済財政改革の基本方針2009(閣議決定) 平成21年3月31日 規制改革推進のための3か年計画(再改定)(閣議決定) 平成19年1月26日 第166回国会 施政方針演説					

測定指標	独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不公正な取引方法等の厳正な対処によるこれらの排除状況		施策の進捗状況（実績）					評価対象年度	達成
			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	25年度～27年度	相当程度進展あり
			別紙1のとおり。						
	年度ごとの目標値								
	酒類、石油製品及び家庭用電気製品の小売業における不当廉売事件の平均処理期間		実績値					評価対象年度	達成
			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	25年度～27年度	相当程度進展あり
			2.1か月	2か月	2.1か月	1.9か月	1.7か月		
			年度ごとの目標値		原則2か月以内				
	酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件についての迅速な対処状況		施策の進捗状況（実績）					評価対象年度	達成
			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	25年度～27年度	相当程度進展あり
			別紙2のとおり。						
	年度ごとの目標値								

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	(判断根拠)	独占禁止法に違反する私的独占、カルテル、入札談合及び不公正な取引方法に対する厳正な対処によるこれらの排除状況については、平成25年度から平成27年度における事件処理において、それぞれ、18件、10件、9件の法的措置を採ったところであるが、平成23年度、24年度は年間20件超の法的措置を採っていた(平成22年度は12件)ことと比較して件数自体が減少傾向にあることは否定できない。一方で、国民生活に影響の大きい分野を含む社会的ニーズに的確に対応した多様な事件に対応したこと、法的措置ではないものの、3年度にわたり、それぞれ、1件、1件、6件の警告を行ったこと、3年度で計2件の刑事告発を行ったこと、また、それぞれ、2015億円、1923億円及び571億円に相当する消費者利益が保護されたと推定できることなどから、3年度を通してみれば、独占禁止法違反行為に対する厳正な対処が行われたことにより、これら行為が相応に排除されたと考えられる。したがって、本指標については、相当程度進展があったものと評価できる。

		3品目の小売業における不当廉売事件の平均処理期間については、平成25年度においては2.1か月ではあったものの、平成26年度においては1.9か月、平成27年度においては1.7か月と短縮しており、おおむね目標を達成しており、相当程度進展があったものと考えられる。 また、酒類、石油製品及び家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件についての迅速な対処状況については、各年度においてそれぞれ1,366件、982件及び841件と減少傾向にあるものの依然として相応の注意件数を維持していることから、相当程度進展があったものと考えられる。 以上のとおり、平成25年度から平成27年度にかけて、独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査を行い、排除措置命令を行うほか、警告等の必要な措置を講じることにより、独占禁止法に違反する私的独占、カルテル、入札談合、不公正な取引方法等に厳正に対処しているとともに、酒類、石油製品及び家庭用電気製品の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処していることから、これらを排除することにより公正かつ自由な競争を維持・促進するとの目標に対して相当程度進展があったものと考えられる。
評価結果	施策の分析	法的措置の件数それ自体は中期的に見て減少傾向にあるものの、国民生活に影響の大きい分野を含む社会的ニーズに的確に対応した多様な事件に法的措置等を行ったことや、不当廉売事案について、その処理期間の短縮や同じく減少傾向にはあるものの相応の件数を維持していること等、測定指標全体を通じて評価すれば、本件取組は公正かつ自由な競争を維持・促進するために必要かつ有効であり、効率的に実施されていると評価できると考えられる。 一方、法的措置の件数の減少については、法的措置を採った全事件の平均事件処理期間が長期化傾向にあり、特に、平成27年度においては約20か月と大幅に長期化したことが原因であると考えられる。処理期間の長期化の要因としては、平成27年の改正独占禁止法施行により、審判制度が廃止され、直接訴訟制度に移行したところ、今後、当委員会の立証手法が裁判所においてどのような評価を受けるのかが明らかでないことから、事件審査において、より慎重な立証を行わざるを得なかったということが挙げられる。今後、この点について、適切な立証水準の見極めを行い、より効率的に事件に対処する必要がある。 また、3品目の小売業における不当廉売事案については、平均処理期間が短縮し、効率化しているものの、処理期間が2か月を超えるものがあることから、より一層、迅速処理に努めていく必要がある。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 引き続き、独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不公正な取引方法等に厳正に対処するとともに、酒類、石油製品及び家庭用電気製品の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処し、これらを排除することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進していくこととする。 【測定指標】 引き続き、公正かつ自由な競争を維持・促進するため、各測定指標とも、現在の目標を維持することとするが、以下の点については改善する必要がある。 a 効率的な事件処理の推進 事件処理件数の多寡のみで審査活動を評価できるものではないものの、効果的・効率的な審査活動を志向することは重要であり、そのためには、独占禁止法違反事件の処理期間を短縮させる必要がある。 法的論点の複雑化や改正独占禁止法の施行により直接訴訟に移行したという状況の下、より適切な立証活動を行うことが可能になるよう、審査局内に訟務官を設置し、訴訟を見据えた審査実務の知見の蓄積を図るとともに、事件審査の初期段階から審査局における訟務官室の職員を担当者として指定し、直接訴訟制度の下個別事件の立証手法について検討を行うとともに、立証活動全般についてのアドバイスをを行うよう体制を整備したところである。これにより、より効率的な審査活動が可能になるものと考えられる。 このほか、今後、特定の分野、業種について、効率的に知見の蓄積を図ることで、より効率的な事件審査が可能になるよう対処することにより、引き続き、効率的・効果的な審査体制の整備・強化を行う。 b 不当廉売に対する迅速かつ的確な対処 平成25年度における7,243件の申告件数のうち5,966件(82.4%)、平成26年度においては6,886件のうち5,620件(81.6%)、平成27年度においては6,331件のうち5,210件(82.3%)が小売業に係る不当廉売事案に関する申告であり、申告件数に占める小売業に係る不当廉売事案の申告が80%を超えていることから、依然として、小売業に係る不当廉売事案の処理に対しては、そのニーズが高いといえる。公正取引委員会は、これらの申告を適切に処理しつつ独占禁止法上問題のある行為については迅速かつ的確に対処することが求められており、引き続き、迅速かつ的確に対処する。
学識経験を有する者の知見の活用		・直接訴訟が導入される前の平成26年度においても法的措置件数が減少しているが、何か理由があるのか。(柿崎委員) (実績評価書資料(p14)に記載した理由のほか、例えば、近年、デジタル・フォレンジック等の複雑な審査手法を要する案件が増加していることにより事件処理に期間を要するようになってきたこと等が理由として考えられる旨回答した。) ・悪質な事案に対しては、刑事告発を積極的に行っていくべきである。(田中委員) (公正取引委員会では、「独占禁止法違反に対する刑事告発及び犯則事件の調査に関する公正取引委員会の方針」に従い、刑事告発の是非を決めており、今後も国民生活に広範な影響を与える悪質、重大事案については積極的に刑事告発を行っていく方針である旨回答した。) ・不当廉売事件の平均処理期間が短縮されている点については評価できるが、措置の内容等についての評価も行ってはどうか。(若林委員) (意見を踏まえ、今後どのような評価方法があり得るのか検討していきたい旨回答した。)

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

「独占禁止法違反事件の処理状況」(平成25年度から平成27年度)
(注)前記資料等は全て公正取引委員会官房総務課において保管している。

担当部局名	管理企画課	作成責任者名 (※記入は任意)	管理企画課長 片桐一幸	政策評価実施時期	平成28年4月～7月
-------	-------	--------------------	-------------	----------	------------

測定指標		施策の進捗状況(実績)				
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		以下を始め、独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不正な取引方法等に厳正に対処し、これらの排除に努めた。	以下を始め、独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不正な取引方法等に厳正に対処し、これらの排除に努めた。	以下を始め、独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不正な取引方法等に厳正に対処し、これらの排除に努めた。	以下を始め、独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不正な取引方法等に厳正に対処し、これらの排除に努めた。	以下を始め、独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不正な取引方法等に厳正に対処し、これらの排除に努めた。
独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不正な取引方法等の厳正な対処によるこれらの排除状況	申告件数(小売業(注1)に係る不当廉売申告を除く。)[1,657件]	① 同左[1,644件]	① 同左[1,277件]	① 同左[1,266件]	① 同左[1,121件]	
	② 事件処理件数(法的措置)[22件]	② 同左[20件]	② 同左[18件]	② 同左[10件]	② 同左[9件]	
	③ 事件処理件数(警告)[2件]	③ 同左[6件]	③ 同左[1件]	③ 同左[1件]	③ 同左[6件]	
	④ 事件処理件数(注意)(注2)[138件]	④ 同左[208件]	④ 同左[114件]	④ 同左[102件]	④ 同左[106件]	
	⑤ 対象事業者数(法的措置)[303名]	⑤ 同左[126名]	⑤ 同左[210名]	⑤ 同左[132名]	⑤ 同左[39名]	
	⑥ 対象事業者数(警告)[2名]	⑥ 同左[6名]	⑥ 同左[1名]	⑥ 同左[5名]	⑥ 同左[6名]	
	⑦ 課徴金額[442億5784万円]	⑦ 同左[250億7644万円]	⑦ 同左[302億4283万円]	⑦ 同左[171億4303万円]	⑦ 同左[85億1076万円]	
	⑧ 課徴金納付命令等の対象事業者数[277名]	⑧ 同左[113名]	⑧ 同左[181名]	⑧ 同左[128名]	⑧ 同左[31名]	
	⑨ 一事業者当たりの課徴金額[1億5977万円]	⑨ 同左[2億2191万円]	⑨ 同左[1億6708万円]	⑨ 同左[1億3392万円]	⑨ 同左[2億7454万円]	
	⑩ 刑事告発件数[0件]	⑩ 同左[1件]	⑩ 同左[1件]	⑩ 同左[0件]	⑩ 同左[1件]	
	⑪ 課徴金減免申請件数[143件]	⑪ 同左[102件]	⑪ 同左[50件]	⑪ 同左[61件]	⑪ 同左[102件]	
	⑫ 課徴金減免制度の適用が公表された法的措置件数[9件]	⑫ 同左[19件]	⑫ 同左[12件]	⑫ 同左[4件]	⑫ 同左[7件]	
	⑬ 法的措置を採った全事件の平均事件処理期間[約15か月(うち意見聴取手続開始から法的措置までの平均期間一)](注3)	⑬ 同左[約14か月(同左一)]	⑬ 同左[約14か月(同左一)]	⑬ 同左[約15か月(同左一)]	⑬ 同左[約20か月(同左約3か月)]	
	⑭ 日刊新聞の報道量[22,256行](注4)	⑭ 同左[16,040行]	⑭ 同左[13,166行]	⑭ 同左[5,505行]	⑭ 同左[6,450行]	
	⑮ 法的措置によって保護された消費者利益額(注5)[約2793億円]	⑮ 同左[約2364億円]	⑮ 同左[約2105億円]	⑮ 同左[約1923億円]	⑮ 同左[約571億円]	
年度ごとの目標値	独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不正な取引方法等に厳正に対処し、これらを排除する。					

(注1) 小売業とは、酒類、石油製品、家庭用電気製品等の小売業のことをいう。

(注2) 小売業に係る不当廉売事件で迅速処理により注意したものを除く。

(注3) 意見聴取手続は平成27年4月1日から導入された制度であり、平成26年度以前は「うち意見聴取手続開始から法的措置までの平均期間」に該当するものはない。

(注4) 新聞の1段を約70行として計算している。

(注5) 公正取引委員会では、平成18年度以降に法的措置を採った事件について、違反行為が行われた市場の市場規模を将来5年間にわたって割引現在価値(割引率として「基準割引率及び基準貸付利率」を使用)に換算後、それぞれに10%を乗じて合算したものを消費者利益として推定し、公表してきている。

測定指標	酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件についての迅速な対処状況	施策の進捗状況(実績)				
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		以下を始め、酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処した。	以下を始め、酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処した。	以下を始め、酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処した。	以下を始め、酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処した。	以下を始め、酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処した。
		小売業に係る不当廉売事件に ① 当廉売申告件数 [7,102件]	① 同左[8,173件]	① 同左[5,966件]	① 同左[5,620件]	① 同左[5,210件]
		小売業に係る不当廉売事件にお ② ける注意件数 (迅速処理によるもの)[1,772件]	② 同左[1,736件]	② 同左[1,366件]	② 同左[982件]	② 同左[841件]
	年度ごとの目標値	酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処する。				

平成28年度公正取引委員会実績評価書（標準様式）

（公正取引委員会28－③）

施策名	下請法違反行為に対する措置等 下請法的確な運用					
施策の概要	書面調査等により情報を収集し、下請法に違反する疑いのある行為について所要の調査(実地調査、招致調査等)を行い、違反行為が認められた場合には、必要な措置(法的措置(下請法第7条に基づく勧告)又は指導)を講ずる。 下請法に係る講習会を開催すること等により、下請法の普及・啓発を図る。					
達成すべき目標	下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速かつ的確に対処すること、また、下請法の普及・啓発を図ることにより、下請取引の公正化を推進し、下請事業者の利益を保護する。					
施策の予算額・執行額等	区分		26年度	27年度	28年度	29年度要求額
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	138,206	136,608	137,772	216,777
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0		
		合計(a+b+c)	138,206	136,608		
	執行額(千円)		103,292	101,623		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	平成28年 6月 2日 経済財政運営と改革の基本方針2016 日本再興戦略2016 ニッポン一億総活躍プラン 平成23年10月21日 円高への総合的対策～リスクに強靱な経済の構築を目指して～(閣議決定) 平成22年 6月18日 中小企業憲章(閣議決定)					

測定指標	勧告事件の処理期間		実績値					評価対象 年度	達成
			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	25年度～ 27年度	進展が大 きくない
			38.9%	56.3%	40.0%	28.6%	50.0%		
			年度ごとの目標値		10か月以内				
	指導事件の処理期間		実績値					評価対象 年度	達成
			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	25年度～ 27年度	相当程度 進展あり
			97.2%	98.5%	98.7%	97.6%	96.9%		
			年度ごとの目標値		3か月以内				
	下請法に違反する親事業者 による下請代金の支払遅 延, 減額等への対処状況		施策の進捗状況(実績)					評価対象 年度	達成
			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	25年度～ 27年度	相当程度 進展あり
			別紙1のとおり。						
			年度ごとの目標値						
	下請法の普及・啓発を図る ことによる下請取引の公正 化の推進状況		施策の進捗状況(実績)					評価対象 年度	達成
			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	25年度～ 27年度	相当程度 進展あり
			別紙2のとおり。						
			年度ごとの目標値						

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	(判断根拠)	「勧告事件の処理期間」については目標達成率が50%以下であり、進展が大きいもの、「指導事件の処理期間」については目標達成率が90%代後半の高い割合を維持しており、相当程度進展があったものと考えられる。 また、「下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等への対処状況」及び「下請法の普及・啓発を図ることによる下請取引の公正化の推進状況」については、措置件数の増加や下請取引適正化推進講習会の開催などにより一定の効果を挙げており、取組が相当程度進展したと考えられる。
施策の分析	本件取組は、下請取引の公正化を推進し、下請事業者の利益を保護するために必要であり、かつ、相当程度の有効性及び効率性があつたと評価できるが、勧告事件の処理期間の短縮のために、担当職員の調査能力の向上、効率的な業務遂行及び調査部門の体制の更なる強化を図ること並びに講習会テキスト等を周知することが課題として挙げられる。	

評価結果	次期目標等への反映の方向性	【施策】 下請取引の公正化を推進し、下請事業者の利益を保護するため、引き続き、書面調査等による情報収集、下請法違反行為に対する迅速かつ確な措置、下請法に係る講習会などによる下請法の普及・啓発を行う。 【測定指標】 本件取組は、下請取引の公正化を推進し、下請事業者の利益を保護するために必要であり、相当程度の有効性及び効率性があつたと評価できることから、各測定指標とも、現在の目標を維持していくこととするが、以下の点について改善する必要がある。 a 勧告事件の処理期間 下請法は、独占禁止法に比較して簡易な手続を規定し、迅速かつ効果的に下請事業者の利益の保護を図るものであるにもかかわらず、平成25年度の勧告事件10件中6件、平成26年度の勧告事件7件中5件、平成27年度の勧告事件4件中2件が目標処理期間の10か月以内に処理できなかったことから、処理期間の短縮に向けて以下の取組を進める必要がある。 ① 調査部門の職員の証拠の収集・分析等の事件調査に係るノウハウの向上・蓄積等を進めるため、担当職員のレベル(初任者・中級者)に応じたきめ細かな研修の実施や下請法違反事件処理マニュアルに最新の実務や法解釈を盛り込むなどの改定を行うとともに、事件処理において特に検討を要した点や対応を工夫した点について、他の事件処理に応用可能なところを重点的に情報共有する。 ② 調査手法の見直し等により、効率的な業務遂行を図る。 ③ 重大事案に対し、精密な調査を迅速かつ効果的に実施するため上席下請取引検査官を増設するとともに、10名程度の増員を行い、調査部門の体制の更なる強化を図る。 b 下請取引適正化推進講習会 下請取引適正化推進講習会は、下請法の普及・啓発に一定の成果を上げたと評価できることから、引き続き、下請法の内容の理解度が低い者の参加を積極的に促すことにより、講習会の効果の最大化を図ることとする。 また、講習会や相談対応の電話等において、講習会テキストを社内研修等に活用できる旨周知するなど、下請法の普及・啓発を推進することとする。			
		学識経験を有する者の知見の活用			
		政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報			
		担当部局名	企業取引課 下請取引調査室	作成責任者名 (※記入は任意)	企業取引課長 鎌田 明 下請取引調査室長 小菅 英夫

測定指標		施策の進捗状況(実績)				
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速かつ的確に対処した。	下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速かつ的確に対処した。	下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速かつ的確に対処した。	下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速かつ的確に対処した。	下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速かつ的確に対処した。
		① 下請取引に係る書面調査の実施状況 [親事業者数: 38,503名, 下請事業者数: 212,659名](注1・2)	① 同左 [親事業者数: 38,781名, 下請事業者数: 214,042名]	① 同左 [親事業者数: 38,974名, 下請事業者数: 214,044名]	① 同左 [親事業者数: 38,982名, 下請事業者数: 213,690名]	① 同左 [親事業者数: 39,101名, 下請事業者数: 214,000名]
		② 違反事件の処理件数(勧告) [18件]	② 同左[16件]	② 同左[10件]	② 同左[7件]	② 同左[4件]
		③ 違反事件の処理件数(指導) [4,326件]	③ 同左[4,550件]	③ 同左[4,949件]	③ 同左[5,461件]	③ 同左[5,980件]
測定指標	下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等への対処状況	④ 措置によって直接保護された下請事業者の利益[32億2203万円](注3)	④ 同左[57億94万円]	④ 同左[6億7087万円]	④ 同左[8億7120万円]	④ 同左[13億2622万円]
	年度ごとの目標値	下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速かつ的確に対処する。				

- (注1) 下請法では、委託取引の内容及び取引を委託する事業者の資本金、受託する事業者の資本金等によって「親事業者」及び「下請事業者」を定義している。
- (注2) 下請取引においては、親事業者の下請法違反行為により下請事業者が不利益を被っている場合であっても、その取引の性格から、下請事業者からの自発的な情報提供が期待しにくい実態にあることから、親事業者及びその下請事業者を対象として、定期的に書面調査を行っている。
- (注3) 公正取引委員会の措置に基づき、親事業者が下請事業者が被った不利益について原状回復措置(減額した下請代金の返還等)した額の総額。

測定指標	施策の進捗状況(実績)				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	以下を始め、下請法の普及・啓発を図り、下請取引の公正化の推進に努めた。	以下を始め、下請法の普及・啓発を図り、下請取引の公正化の推進に努めた。	以下を始め、下請法の普及・啓発を図り、下請取引の公正化の推進に努めた。	以下を始め、下請法の普及・啓発を図り、下請取引の公正化の推進に努めた。	以下を始め、下請法の普及・啓発を図り、下請取引の公正化の推進に努めた。
下請法の普及・啓発を図ることによる下請取引の公正化の推進状況	① 下請取引適正化推進講習会の開催数[33回]	① 同左[30回]	① 同左[34回]	① 同左[30回]	① 同左[33回]
	② 下請取引適正化推進講習会の参加者数[4,412人]	② 同左[3,845人]	② 同左[4,454人]	② 同左[3,927人]	② 同左[4,881人]
	③ 下請取引適正化推進講習会後の下請法(下請法の適用範囲及び親事業者の義務について)の理解度[91.4%](注1)	③ 同左[92.2%]	③ 同左[90.8%]	③ 同左[91.2%]	③ 同左[92.6%]
	④ 下請取引適正化推進講習会後の下請法(親事業者の禁止行為について)の理解度[94.3%](注1)	④ 同左[94.8%]	④ 同左[93.3%]	④ 同左[94.0%]	④ 同左[94.0%]
	⑤ 公正取引委員会ウェブサイトに掲載された下請法関係のパンフレットへのアクセス件数[172,623件]	⑤ 同左[326,659件]	⑤ 同左[59,279件]	⑤ 同左[130,531件]	⑤ 同左[180,715件]
	⑥ 公正取引委員会ウェブサイトに掲載された下請取引適正化推進講習会テキストへのアクセス件数[79,668件]	⑥ 同左[82,258件]	⑥ 同左[34,569件]	⑥ 同左[28,981件]	⑥ 同左[36,760件]
	⑦ 勧告事件の日報道量[1,892行](注2)	⑦ 同左[5,872行]	⑦ 同左[1,058行]	⑦ 同左[1,443行]	⑦ 同左[485行]
	⑧ 公正取引委員会ウェブサイトに掲載された勧告事件のアクセス件数[一件](注3)	⑧ 同左[一件]	⑧ 同左[109,033件]	⑧ 同左[124,218件]	⑧ 同左[94,346件]
年度ごとの目標値	下請法の普及・啓発を図ることにより下請取引の公正化を推進する。				

(注1) 理解度については、アンケートにおいて「よく分かった」又は「概ね分かった」と回答した参加者の割合を記載。

(注2) 新聞の1段を約70行として計算している。

(注3) 当該年度を含めた過去2年間の勧告事件について、当該年度におけるアクセス件数を集計したもの。平成23年度及び平成24年度においては、当該方法による集計を行っていないことから空欄としている。

「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保」総合評価書

取引企画課・消費税転嫁対策調査室

第1 政策の概要

- 1 評価対象施策
消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保

- 2 担当課室
取引企画課・消費税転嫁対策調査室

3 施策の目的

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年10月1日施行）に基づき、普及啓発活動を通じた消費税の転嫁拒否等の行為（以下「転嫁拒否行為」という。）の未然防止、転嫁拒否行為に対する迅速かつ厳正な対処等により、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する。

4 施策の概要

公正取引委員会は、平成26年4月1日の消費税率の引上げを踏まえ、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、①転嫁拒否行為の未然防止のための取組、②転嫁拒否行為に対する迅速かつ厳正な対処のための取組及び③消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置を実施した。

施策	主な取組
① 転嫁拒否行為の未然防止のための取組	(1) 消費税転嫁対策特別措置法ガイドライン等の策定・公表・周知 (2) パンフレット等の作成・配布 (3) 消費税転嫁対策特別措置法に係る説明会及び講師派遣 (4) 各種媒体を用いた集中的な広報
② 転嫁拒否行為に対する迅速かつ厳正な対処のための取組	(1) 転嫁拒否行為に関する情報収集 (2) 転嫁拒否行為に対する調査及び勧告、指導等
③ 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置	転嫁カルテル及び表示カルテルの届出の受付、事業者からの相談対応

5 評価対象期間

平成25年10月～平成28年3月

6 評価実施時期

平成28年4月～7月

第2 政策実施の環境

社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を図るため、平成24年2月に「社会保障・税一体改革大綱」が閣議決定され、消費税率が段階的に引き上げられること、それに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁のための取組に関する内容が盛り込まれた。また、同年8月に成立した「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」において、消費税率が平成26年4月及び平成27年10月¹の2段階で引き上げられることとなり、また、消費税率の引上げに際して消費税を円滑かつ適正に転嫁できるかどうかは事業者にとって最大の懸案事項の一つであり、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関して所要の特別措置を講じることとされた。これを踏まえ、平成25年6月に「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）が成立した。

公正取引委員会では、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として、消費税転嫁対策特別措置法に基づき、①転嫁拒否行為の未然防止のための取組、②転嫁拒否行為に対する迅速かつ厳正な対処のための取組及び③消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置を実施している。

第3 施策の実施状況

1 転嫁拒否行為の未然防止のための取組

公正取引委員会は、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として、消費税転嫁対策特別措置法の周知等をはじめとする転嫁拒否行為の未然防止のための取組を実施している。

(1) 消費税転嫁対策特別措置法ガイドライン等の策定・公表・周知

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法の運用の透明性の確保や事業者の予見可能性を高めるために、平成25年9月に策定・公表した「消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方」（以下「消費税転嫁対策特別措置法ガイドライン」という。）について、公正取引委員会のウェブサイトにて設けた「消費税転嫁対策コーナー」に掲載したほか、後記(3)のとおり説明会等において内容を周知した。

また、公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法に係る相談等を踏まえ、消費税転嫁対策特別措置法の考え方についてより多くの事業者等に周知し転嫁拒否行為の未然防止に繋げるため、「消費税の転嫁拒否等の行為に関するよくある質問」を作成し、同じく「消費税転嫁対策コーナー」に掲載したほか、後記(3)のとおり説明会等において内容を周知した。さらに、事業者等からの相談や消費税転嫁対策特別措置法に係る説明会での参加者からの質問等を踏まえて、

¹ 当初、消費税率の引上げは、最初の引上げは平成26年4月に、2度目の引上げは平成27年10月に予定されていたが、経済状況等を勘案した結果、2度目の引上げは平成27年10月から平成29年4月に1年半延期された。

「消費税の転嫁拒否等の行為に関するよくある質問」を随時更新している。

(2) パンフレット等の作成・配布

公正取引委員会は、平成 25 年 10 月に消費税転嫁対策特別措置法等の内容を分かりやすく説明した事業者等向けパンフレット「消費税の円滑かつ適正な転嫁のために」を関係省庁と連携して作成し、公正取引委員会のウェブサイトに掲載したほか、商工会議所等及び中小企業団体中央会に 229,385 部、地方自治体に 367,300 部配布した。

また、消費税転嫁対策特別措置法施行後の違反事例を踏まえ、事業者の予見可能性を高める観点から、消費税転嫁対策特別措置法の施行から 1 年半後の平成 27 年 3 月に主な違反事例について説明したパンフレット「消費税の転嫁拒否に関する主な違反事例」を作成し、公正取引委員会のウェブサイトに掲載したほか、商工会議所等及び中小企業団体中央会に 111,250 部、地方自治体等に 183,700 部配布した。

表 1 各パンフレットの配布部数

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
消費税の円滑かつ適正な転嫁のために	348,858 部	120,099 部	294,950 部
商工会議所等及び中小企業団体中央会	78,935 部	39,200 部	111,250 部
地方自治体等	183,600 部	—	183,700 部
その他	86,323 部	80,899 部	—
消費税の転嫁拒否に関する主な違反事例	—	305,550 部	—
商工会議所等及び中小企業団体中央会	—	111,250 部	—
地方自治体等	—	183,700 部	—
その他	—	10,600 部	—

このほか、平成 25 年 7 月に消費税転嫁対策特別措置法の内容を簡潔に説明したリーフレットを作成し、地方自治体に 183,600 部配布した。また、後記 2 (1) アの平成 25 年度の書面調査の際には、消費税転嫁対策特別措置法の内容を広く周知するため、当該リーフレットを同封して送付した。

表 2 リーフレット配布先

都道府県	各市町村	合計
9,400 部	174,200 部	183,600 部

さらに、平成 26 年 2 月、転嫁拒否行為に対して公正取引委員会が厳しく監視していることを示すとともに、事業者が転嫁拒否行為を受けた場合、積極的に公正取引委員会への情報提供がなされるようにするため、事業者等向けポスターを作成し、商工会議所等に 9,542 枚、地方自治体に 9,260 枚、事業者団体に 56,148 枚配布した。

表3 ポスター配布先

	配布数	主な配布先
商工会議所等	9,542 枚	商工会議所 商工会 中小企業団体中央会
地方自治体	9,260 枚	各都道府県 各市町村
事業者団体	56,148 枚	警察庁所管団体 厚労省所管団体 国交省所管団体 農水省所管団体 法務省所管団体 中小企業庁所管団体 総務省所管団体

(3) 消費税転嫁対策特別措置法に係る説明会及び講師派遣

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法の内容を広く周知するため、事業者及び事業者団体を対象として、消費税転嫁対策特別措置法の概要や違反事例等について説明する公正取引委員会主催説明会を実施しており、平成28年3月までに、121回の説明会を実施した。

表4 公正取引委員会主催説明会の実施回数 (単位：回)

平成25年度	平成26年度	平成27年度	合計
40	30	51	121

また、商工会議所、商工会及び事業者団体が開催する講演会等に、公正取引委員会の職員を講師として派遣し、消費税転嫁対策特別措置法について説明している。平成28年3月までに、職員を470回派遣した。

表5 講師の派遣回数 (単位：回)

平成25年度	平成26年度	平成27年度	合計
384	59	27	470

(4) 各種媒体を用いた集中的な広報

公正取引委員会は、平成26年4月1日の消費税率の引上げの前後において、転嫁拒否行為が禁止されていること、公正取引委員会が転嫁拒否行為を厳しく監視していること及び公正取引委員会では転嫁拒否行為に関する積極的な情報提供を求めていることを広く周知するため、各種の媒体を活用した事業者向け広報を集中的に実施した。具体的には、消費税率の引上げ直前期（平成26年2月及び3月）においては、新聞広告、ラジオ広告、インターネット広告及び鉄道車両の中吊り広告により、事業者向け広報を集中的に実施した。また、消費

税率の引上げ直後（平成 26 年 5 月及び 6 月）においては、新聞広告、雑誌広告及びインターネット広告により、事業者向け広報を集中的に実施した。さらに、平成 28 年 2 月には、新聞広告及びインターネット広告により、事業者向け広報を集中的に実施した。

表 6 各種媒体による集中的な広報

	平成 26 年 2 ～ 3 月	平成 26 年 5 ～ 6 月	平成 28 年 2 月
新聞広告	○	○	○
雑誌広告	—	○	—
ラジオ広告	○	—	—
インターネット広告	○	○	○
鉄道車両の中吊り広告	○	—	—

2 転嫁拒否行為に対する迅速かつ厳正な対処のための取組

(1) 転嫁拒否行為に関する情報収集

ア 書面調査

公正取引委員会は転嫁拒否行為を受けた事業者にとって、自らその事実を申し出にくい場合もあると考えられることから、転嫁拒否行為を受けた事業者（特定供給事業者）からの情報提供を受動的に待つだけではなく、中小企業庁と合同で書面調査を実施し、転嫁拒否行為に関する情報収集を積極的に行った。

また、加害者側となりやすい大規模小売事業者・大手企業等に対する書面調査については、自発的な転嫁状況の見直しや、違反行為の自主的な申告を促すため、消費税転嫁対策特別措置法に基づき報告義務を課している。

表 7 書面調査の発送件数（中小企業庁と合同で実施）

年度	発送数
平成 25 年度	中小事業・小規模事業者等 15 万名
平成 26 年度	中小事業・小規模事業者等約 400 万名，個人事業者約 350 万名 大規模小売業者・大手企業等 約 4 万名
平成 27 年度	中小事業・小規模事業者等約 290 万名，個人事業者約 350 万名 大規模小売業者・大手企業等 約 8 万名

イ 転嫁拒否行為についての相談対応

公正取引委員会は、本局及び全国の地方事務所等に相談窓口を設置しており、当該窓口において転嫁拒否行為に関する事業者からの相談や情報提供を受け付けた。

特に、平成 26 年 3 月及び 4 月は、消費税率の引上げ時に集中する相談に対応するため、休日専用ダイヤルを設け、平日のみならず毎週土曜日にも電話相談を受け付けるなど相談対応の強化を図った。

表 8 転嫁拒否行為に関する相談件数

(単位：件)

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	合計
1,944	1,370	543	3,857

ウ 事業者及び事業者団体に対するヒアリング調査

公正取引委員会は、様々な業界における転嫁拒否行為に関する情報や取引実態を把握するため、ヒアリング調査を実施した。

表 9 事業者及び事業者団体に対するヒアリング調査の実施件数

(単位：件)

年度	件数	
	事業者	事業者団体
平成 25 年度	1,326	401
平成 26 年度	8,744	1,263
平成 27 年度	4,344	682
合計	14,414	2,346

(2) 転嫁拒否行為に対する調査及び勧告、指導等

公正取引委員会は、様々な情報収集活動によって把握した転嫁拒否行為に関する情報に基づき、立入検査等の調査を積極的に実施し、必要な改善措置（勧告及び指導）を迅速に行った。また、重大な転嫁拒否行為が認められた場合には勧告を行い、特定事業者名、違反行為の概要等を公表している。

そして、上記の勧告及び指導の結果、転嫁拒否行為によって特定供給事業者が被った不利益については、特定事業者から原状回復させている。転嫁拒否行為によって中小事業者等が被った不利益額については、平成 26 年度は違反行為を行った事業者 228 名から、転嫁拒否を受けた事業者 33,094 名に対し、総額 4 億 1153 万円の原状回復が行われ、平成 27 年度においては違反行為を行った事業者 333 名から、転嫁拒否を受けた事業者 25,059 名に対し、総額 6 億 7444 万円の原状回復が行われた。

表 10 勧告及び指導件数

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	合計（注）
措 置	勧 告	0 件 (0 件)	19 件 (4 件)	13 件 (3 件)	32 件 (7 件)
	指 導	724 件 (35 件)	316 件 (45 件)	349 件 (24 件)	1,389 件 (104 件)
	合 計	724 件 (35 件)	335 件 (49 件)	362 件 (27 件)	1,421 件 (111 件)
違反事実なし		94 件	366 件	472 件	932 件

(注) 合計値は、平成 25 年 10 月から平成 28 年 3 月までの累計。() 内の件数は、大規模小売事業者に対する勧告又は指導の件数で内数。

表 11 勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

（単位：件）

行為類型	年度	勧告	指導	合計（割合）
減額	平成 25 年度	0	1	1（0.1%）
	平成 26 年度	3	32	35（9.7%）
	平成 27 年度	0	18	18（4.9%）
	合計	3	51	54（3.7%）
買いたたき	平成 25 年度	0	480	480（65.8%）
	平成 26 年度	19	268	287（79.9%）
	平成 27 年度	13	331	344（92.7%）
	合計	32	1,079	1,111（76.1%）
役務利用又は利益 提供の要請	平成 25 年度	0	24	24（3.3%）
	平成 26 年度	0	22	22（6.1%）
	平成 27 年度	0	3	3（0.8%）
	合計	0	49	49（3.4%）
本体価格での 交渉の拒否	平成 25 年度	0	224	224（30.7%）
	平成 26 年度	0	15	15（4.2%）
	平成 27 年度	0	6	6（1.6%）
	合計	0	245	245（16.8%）
合計	平成 25 年度	0	729	729（100 %）
	平成 26 年度	22	337	359（100 %）
	平成 27 年度	13	358	371（100 %）
	合計	35	1,424	1,459（100 %）

（注 1） 事業者の中には、複数の行為を行っている場合があり、表 10 に記載の件数とは一致しない。

（注 2） （ ）内の数値は、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計は必ずしも 100 とならない。

表 12 特定供給事業者が被った不利益の原状回復の状況

年度	原状回復を行った 特定事業者数	原状回復を受けた 特定供給事業者数	原状回復額（注 1）
平成 25 年度（注 2）	—	—	—
平成 26 年度	228 名	33,094 名	4 億 1153 万円
平成 27 年度	333 名	25,059 名	6 億 7444 万円
合計	561 名	58,153 名	10 億 8598 万円

（注 1） 各期間の原状回復額は 1 万円未満を切り捨てているため、合計額とは一致しない。

（注 2） 平成 25 年度は消費税率引上げ前であることから、原状回復が行われていない。

表 13 行為類型別の原状回復の状況

行為類型	年度	原状回復を行った特定事業者数	原状回復を受けた特定供給事業者数	原状回復額
減額	平成 26 年度	17 名	5,418 名	1304 万円
	平成 27 年度	15 名	1,842 名	2017 万円
買ったたき	平成 26 年度	177 名	22,948 名	2 億 0041 万円
	平成 27 年度	321 名	23,202 名	6 億 5418 万円
役務利用又は利益提供の要請	平成 26 年度	43 名	4,806 名	1 億 9806 万円
	平成 27 年度	1 名	15 名	8 万円
合計	平成 26 年度	237 名	33,172 名	4 億 1153 万円
	平成 27 年度	337 名	25,059 名	6 億 7444 万円
	合計	574 名	58,231 名	10 億 8598 万円

(注 1) 特定事業者数及び特定供給事業者数は延べ数であり、表 12 に記載の合計事業者数とは一致しない。また、各違反行為類型及び各期間の原状回復額は 1 万円未満を切り捨てているため、合計額とは一致しない。

(注 2) 平成 25 年度は消費税率引上げ前であることから、原状回復は行われていない。

3 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

消費税転嫁対策特別措置法では、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、事業者又は事業者団体が行う、消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為（転嫁カルテル）及び消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為（表示カルテル）について、公正取引委員会に事前に届け出ることにより独占禁止法に違反することなく行うことができるものとしている。

公正取引委員会は、本局及び全国の地方事務所等において、平成 25 年 10 月 1 日から転嫁カルテル及び表示カルテルの届出の受付を開始し、転嫁カルテル 176 件、表示カルテル 139 件の合計 315 件の届出を受け付けた。

また、届出書の記載方法等に関して、これまでに 1,290 件の相談に対応した。

表 14 転嫁カルテル及び表示カルテルの届出件数 (単位：件)

	平成 25 年度 (注)	平成 26 年度	平成 27 年度	合計
転嫁カルテル	152	13	11	176
表示カルテル	136	3	0	139
計	288	16	11	315

(注) 平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの期間の件数である。

表 15 届出に関する相談件数 (単位：件)

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	合計
1,235	50	5	1,290

第4 評価

1 転嫁拒否行為の未然防止のための取組

(1) 必要性

消費税率引上げに際して、取引上の立場の弱い中小事業者が消費税を円滑かつ適正に転嫁できるようにするため、政府全体として、消費税の円滑かつ適正な転嫁に関する取組について徹底した広報を行うこととしている。こうした取組の一環として、消費税転嫁対策特別措置法ガイドラインやパンフレットの作成・配布、説明会等の実施、各種媒体を用いた集中的な広報は、転嫁拒否行為の未然防止を図り、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するために必要である。

なお、平成27年度の行政事業レビューにおいても、「消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する措置等は政府全体の政策課題であり、その中でも、消費税の転嫁拒否等の行為の未然防止を図るために、引き続き、事業者向けに広報活動を行っていくことは重要である。」と結論付けられている。

(2) 有効性

ア 消費税転嫁対策特別措置法ガイドライン等の策定・公表・周知

公正取引委員会のウェブサイト「消費税転嫁対策コーナー」を設け、消費税転嫁対策特別措置法ガイドラインや「消費税の転嫁拒否等の行為に関するよくある質問」等を掲載するなどして消費税転嫁対策特別措置法の周知を図ったところ、表16のとおり、多数のアクセスがあった。

表16 「消費税転嫁対策コーナー」へのアクセス件数 (単位：件)

平成25年度	平成26年度	平成27年度
146,879	139,981	94,216

また、「消費税の転嫁拒否等の行為に関するよくある質問」については、これまでの事業者等からの相談や消費税転嫁対策特別措置法に係る説明会での参加者からの質問等を踏まえて随時更新している。更新の際には、消費税転嫁対策特別措置法ガイドラインに記載されていない考え方についても補足しており、これを公表・周知することで、他の事業者にとっても参考となり、事業者等にとっての予見可能性を高めることに繋がったものとみられる。また、本件取組は、転嫁拒否行為の未然防止を図り、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するために一定の効果があったと評価できる。一方で、アクセス件数は年々減少傾向にあることから、次回の消費税率引上げに向け、アクセス件数を増やすための取組などを行っていく必要がある。

イ パンフレット等の作成・配布

消費税転嫁対策特別措置法は公正取引委員会が主管しているが、転嫁拒否行為の取締りや転嫁カルテル・表示カルテルの届出は公正取引委員会、総額表示義務の特例は財務省、転嫁を阻害する表示の取締りについては消費者庁と複数の省庁が関わっている。消費税転嫁対策は政府一体の取組であり、一覽性

を確保する観点から、関係省庁連名のパンフレット「消費税の円滑かつ適正な転嫁のために」を作成・配布した。このパンフレットは、独占禁止政策協力委員からも、「非常に分かりやすく良い。このようなパンフレットは各官庁がそれぞれに作成するのが常であるが、複数の官庁による共同作成であり、評価したい。」との評価を得ている。

また、パンフレット「消費税の転嫁拒否に関する主な違反事例」は、消費税転嫁対策特別措置法の施行以降に勧告・指導の対象となった案件を分析し、違反事例の概要をイラスト付きで解説したものであり、これによってどのような行為が転嫁拒否行為に該当するか、事業者等に対してより分かりやすく周知することができたものと評価できる。加えて、このパンフレットは、消費税転嫁対策特別措置法が施行してから１年半という短期間で作成・配布しており、転嫁拒否行為の未然防止に向けて迅速に対応できたと評価できる。

ウ 消費税転嫁対策特別措置法に係る説明会及び講師派遣

消費税転嫁対策特別措置法に係る説明会の参加者に対してアンケート調査を行ったところ、理解度については、表 17 のとおり、「理解できた」又は「概ね理解できた」と回答した参加者はいずれの年度も 90%を上回っていたほか、満足度については、表 18 のとおり、「満足できた」又は「概ね満足できた」と回答した参加者はいずれの年度も 85%を上回っていた。

また、上記アンケートでは、説明会についての意見や要望についても聞いており、「説明時間をもう少し長くしてほしい」、「違反事例についての説明がよかった」等といった意見が寄せられた。

こうしたアンケート結果を参考に説明内容を見直し、参加者のニーズに応じた説明を実施したところ、「理解できた」又は「概ね理解できた」と回答した参加者は、平成 25 年度から平成 27 年度にかけ、92.7%、95.9%、97.0%と増えており、満足度についても同様に、86.5%、90.2%、92.3%と増えている。

このように、本件取組は、転嫁拒否行為の未然防止を図り、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するために効果的であったと評価できる。

表 17 消費税転嫁対策特別措置法に係る説明会の参加者の理解度

	理解できた	概ね理解できた	あまり理解できなかった	全く理解できなかった
平成 25 年度	19.0%	73.7%	7.1%	0.2%
平成 26 年度	34.7%	61.2%	4.2%	0.0%
平成 27 年度	30.8%	66.2%	3.1%	0.0%

表 18 消費税転嫁対策特別措置法に係る説明会の参加者の満足度

	満足できた	概ね満足できた	あまり満足できなかった	全く満足できなかった
平成 25 年度	14.7%	71.8%	13.1%	0.5%

	満足できた	概ね満足できた	あまり満足できなかった	全く満足できなかった
平成 26 年度	25.0%	65.2%	9.7%	0.2%
平成 27 年度	25.9%	66.4%	7.7%	0.1%

表 4 及び表 5 のとおり、公正取引委員会主催説明会の実施回数が順調に推移している一方で、講師派遣の回数については、年々減少している。講師派遣は、商工会議所、商工会及び事業者団体からの依頼を受けて、公正取引委員会の職員を講師として派遣するものであることから、計画的に回数を増やすことは難しいと考えられるものの、講師派遣の実施について積極的に呼びかける必要がある。

エ 各種媒体を用いた集中的な広報

平成 28 年 2 月に新聞やインターネット等を利用した集中的な広報を実施したところ、同月の相談件数は、その前月となる同年 1 月の相談件数と比較すると約 40%増加した。また、インターネット等を利用した広告においては、消費税転嫁拒否等の行為について分かりやすく説明した「特設サイト」を「消費税転嫁対策コーナー」とは別に設けたところ、「特設サイト」には平成 28 年 2 月の 1 か月間に約 10 万件のアクセスがあった。さらに、「特設サイト」には「消費税転嫁対策コーナー」のページへのリンクも貼り、「消費税転嫁対策コーナー」にもアクセスするよう工夫するなどしたところ、平成 28 年 2 月の「消費税転嫁対策コーナー」へのアクセス件数は、その前月となる同年 1 月のアクセス件数と比較すると約 36%増加した。

以上のことから、新聞やインターネット等を利用した集中的な広報は、転嫁拒否行為の未然防止を図り、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するために効果的であったと評価できる。

(3) 効率性

ア 消費税転嫁対策特別措置法ガイドライン等の策定・公表・周知

消費税転嫁対策特別措置法ガイドラインや「消費税の転嫁拒否等の行為に関するよくある質問」等について、公正取引委員会のウェブサイト「消費税転嫁対策コーナー」を設け、そこに集約することで、事業者も効率的に情報収集することが可能になった。また、公正取引委員会の主催説明会や事業者団体主催の講演会等に参加できなかった事業者等も当該ウェブサイトを参照することで、消費税転嫁対策特別措置法の内容を把握することが可能になった。

イ パンフレット等の作成・配布

消費税転嫁対策特別措置法パンフレット「消費税の円滑かつ適正な転嫁のために」について、当初は当該パンフレットを公正取引委員会から全ての対象事業者に送付する予定であったが、パンフレットの印刷データを所管省庁に提供し、関係省庁の協力を得て、所管省庁から各事業者団体等に印刷・配布

してもらうことで、事前に積算していた印刷部数を大幅に削減することができた。

表 19 パンフレットの印刷部数

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
事前に積算していた印刷部数	約 90 万部	約 360 万部	約 50 万部
実際に印刷した部数	約 35 万部	約 40 万部	約 35 万部

ウ 消費税転嫁対策特別措置法に係る説明会及び講師派遣

消費税転嫁対策特別措置法に係る説明会の会場を選定する際、より多くの事業者の説明会に参加してもらうため、「主要駅から徒歩圏内であること」に加え、開催費用の削減の観点から「公共施設であること」を考慮した。

エ 各種媒体を用いた集中的な広報

新聞やインターネット等を利用した広報を実施する際、広告内容について優れた企画力が必要とされるため、契約先を選定する際に複数の者に企画書等の提出を求め、その内容について審査を行い、最も優れた企画書等を提出した者と契約する企画競争を実施した。企画書等には企画の内容やデザインに加え、新聞広告の掲載面積やインターネットの表示回数についても記載されており、価格による競争の要素も含めて、総合的に判断でき、より質の高い広報を確保することができた。

なお、実際の契約金額は、新聞社各社が公表している価格より安く実施することができた。

2 転嫁拒否行為に対する迅速かつ厳正な対応のための取組

(1) 必要性

取引上の立場の弱い事業者は転嫁拒否行為を受けたとしても、今後の取引への影響を考慮して、自らその事実を申し出にくい場合もあると考えられることから、事業者から受け付けた転嫁拒否行為に係る相談対応のみならず、書面調査等を実施し、積極的に情報収集する必要がある。

また、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するためには、転嫁拒否行為に対して立入検査等を積極的に実施し、勧告・指導等を通じて、迅速かつ厳正に対処する必要がある。

(2) 有効性

ア 転嫁拒否行為に関する情報収集

取引上の立場の弱い事業者は転嫁拒否行為を受けたとしても、今後の取引への影響を考慮して、自らその事実を申し出にくい場合もあると考えられることから、書面調査によって転嫁拒否行為に関する情報収集を行うことは、広く情報収集するために効果的である。また、加害者側となりやすい大規模小売事業者等に対する書面調査では報告義務を課し、消費税の転嫁状況を報

告させることで、自発的な転嫁状況の見直しや、違反行為の報告につながる効果も期待できる。実際に、こうした書面調査によって得た情報は、調査着手につながった端緒情報のうち9割以上を占めており、多くの事件調査に結び付いていることから、転嫁拒否行為に対する迅速かつ厳正な対応の観点から効果的であった。また、書面調査を実施する際に、消費税転嫁対策特別措置法のパンフレット等も併せて送付しており、消費税転嫁対策特別措置法の理解の浸透、転嫁拒否行為の未然防止にも寄与している。

相談対応については、専用相談窓口を設けることにより、相談先を明確にし、消費税の転嫁拒否行為に関する相談についての的確に対応した。また、平成26年3月及び4月に休日専用ダイヤルを設置することで、消費税率引上げ直前期に転嫁拒否行為に関する相談に対して、より効果的に対応することができた。

事業者及び事業者団体に対するヒアリング調査については、その対象を被害者側になりやすい納入業者、中小事業者を構成員とする事業者団体に絞って実施することにより、消費税の転嫁状況について、より詳細に幅広く情報収集することができた。

イ 転嫁拒否行為に対する調査及び勧告・指導等

平成25年10月から平成28年3月までの間に32件の勧告、1,389件の指導を行った。また、勧告・指導の措置を受けた特定事業者に対し、直接、被害を受けた特定供給事業者に対して原状回復を行うよう指導し、平成25年10月から平成28年3月末までに総額10億8598万円の原状回復を行わせた。また、調査の結果、違反事実なしとされた場合でも、調査を通じて事業者に対し、消費税転嫁対策特別措置法の理解の浸透を促すことにより、転嫁拒否行為の未然防止を図り、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点からも効果的であったものと考えられる。さらに、重大な転嫁拒否行為が認められた場合には、勧告し、公正取引委員会のウェブサイトで公表しているところ、表20のとおり、多数のアクセスがあった。違反行為者や違反行為の概要等を掲載することで、事業者にとっての予見可能性を高めることにもつながり、転嫁拒否行為の未然防止を図り、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点からも効果的であったものと考えられる。

表 20 「勧告事件」へのアクセス件数 (単位：件)

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
—	202,733	148,543

(3) 効率性

ア 転嫁拒否行為に関する情報収集

書面調査を実施するに当たり、前年度の調査票の発送先の名簿を精査することで、送付漏れや重複発送を極力少なくした。

相談対応については、消費税率の引上げ時に集中する相談に対応するため、休日専用ダイヤルを設け、平成 26 年 3 月及び 4 月の毎週土曜日に電話相談を受け付けるなど、繋閑に応じて効率的に対応するとともに、多く寄せられた定型的な質問事項については、「消費税の転嫁拒否等の行為に関するよくある質問」として取りまとめ、公正取引委員会のウェブサイトに掲載しており、該当する相談があった場合には、これを紹介することにより効率的な相談対応を行った。

また、事業者及び事業者団体ヒアリングについては、前記(2)アのとおり、ヒアリング先を絞って実施することにより、調査官を効率的に動員することができた。

イ 転嫁拒否行為に対する調査及び勧告・指導等

書面調査等によって得られた違反情報を有効に処理するため、公正取引委員会の元職員、類似の調査業務の経験のある者、法律や税務等に明るい者、事業者間の取引実務に精通している者などを臨時職員として採用し、採用後は、独占禁止法や下請法の実務を経験してきた既存の職員とともに調査を行うなどの実地研修によって調査手法等を習得させるなど、調査に要する人員を効率的に養成した。また、転嫁拒否行為を是正させる勧告及び指導を行った事案の平均処理日数は、平成 26 年度は 56.2 日、平成 27 年度は 65.1 日となっており、いずれの年度も迅速な事件処理が行われたといえる。

なお、事件処理日数は、平成 27 年度は平成 26 年度に比べて長くなっているが、この理由としては、平成 27 年度は、行政手続法が改正され、行政指導の中止等を求める制度が導入されたことから、指導の措置を行う相手方に対しても最低 1 週間の意見申述の期間を設けることとしたこと、消費税率引上げから 1 年以上経過し、転嫁拒否行為を受けた事業者に対する原状回復額の算定等に時間を要することとなったことが挙げられる。こうしたことを考慮すれば、引き続き、迅速な事件処理が行われているものといえる。

3 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

(1) 必要性

消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、取引上の立場の弱い事業者が消費税を円滑かつ適正に転嫁することが容易となるように環境を整えるため、消費税転嫁対策特別措置法において、転嫁カルテル及び表示カルテルを独占禁止法の適用除外とし、業界団体や同業者間で消費税の転嫁に関する取扱いを統一する必要がある。

(2) 有効性

平成 28 年 3 月末までに転嫁カルテルを実施した 176 団体に対して、転嫁状況を確認したところ、転嫁状況については、157 団体（89.2%）が「転嫁できている」と回答しており、転嫁カルテルがおおむね実効性をもって実施されているものと考えられる。

表 21 転嫁カルテルを実施した団体の転嫁状況

(単位：名)

	団体数(割合)
転嫁できている	157(89.2%)
転嫁拒否は受けていないが転嫁状況は把握していない	11(6.3%)
一部は転嫁できていない	8(4.6%)
合計	176(100%)

また、平成 28 年 3 月末までに表示カルテルを実施した 139 団体に対して、実際に届出の内容に沿った表示となっているかについて確認したところ、128 団体(92.1%)で、「届出どおりの表示が実施されている」と回答しており、表示カルテルがおおむね実効性をもって実施されているものと考えられる。

表 22 表示カルテルを実施した団体の実施状況

(単位：名)

	団体数(割合)
届出どおりの表示が実施されている	128(92.1%)
把握していない	11(7.9%)
合計	139(100%)

以上のことから、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置は、取引上の立場が弱い事業者が消費税の転嫁をしやすい環境を整えたという点で、効果的に実施されたものと評価できる。

(3) 効率性

届出者の事務負担を軽減するため、届出様式や届出の記載例等についてウェブサイトに掲載し、本局及び各地方事務所等のいずれでも届出を受け付けることとし、転嫁カルテル及び表示カルテルを同時に届出する場合は、届出書の添付書類についても一部を省略可能にした。

平成 28 年 3 月までに転嫁カルテル又は表示カルテル届出を行った全ての団体(208 団体)に対して、届出手続についての評価を確認したところ、「問題なし」と回答した団体が 194 団体(93.3%)と大部分を占めており、届出手続の事務負担の軽減策はおおむね評価されているものと考えられる。

以上のことから、本件取組は、届出者の負担を極力軽減しながら、消費税の転嫁をしやすい環境を整えることができた点で、効率的であったと評価できる。

表 23 届出に係る事務負担についての評価

届出に係る事務負担についての評価		回答数（割合）
問題なし		194（93.3%）
	特に苦勞した点はない	180（86.5%）
	手続が簡便	7（3.4%）
	相談時の丁寧な説明によりスムーズに行えた	7（3.4%）
問題あり		4（1.9%）
	書類作成が苦勞した	2（1.0%）
	傘下団体の名簿収集が負担だった	1（0.5%）
	提出書類が多数あり、煩わしい	1（0.5%）
その他		10（4.8%）
合計		208（100.0%）

（注） 「その他」の主な評価は、「団体内の意思統一が難しかった」、「制裁の内容のとりまとめに苦勞した」、「総会を開催することが煩わしかった」がある。

4 総合的評価

上記の施策を実施した結果、消費税の円滑かつ適正な転嫁の推進の観点から、施策全体としては、①転嫁拒否行為の未然防止のための取組、②転嫁拒否行為に対する迅速かつ厳正な対処のための取組及び③消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置はいずれも必要な取組であり、また、有効的かつ効率的に実施することができ、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に向けておおむね順調に進捗したと評価できる。

なお、転嫁拒否行為の未然防止のための取組については、次回の消費税率引上げに向け、「消費税転嫁対策コーナー」へのアクセス件数を増やすための周知、講師派遣の実施についての積極的な呼びかけを実施する必要があるものと考えられる。

第5 今後の課題と取組の方向性

1 転嫁拒否行為の未然防止のための取組

次回の消費税率引上げの際には、再び国民の関心が高まり、事業者からの相談等も増えることが想定される。このため、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として、転嫁拒否行為の未然防止のための取組を推進する必要がある。

なお、以下の点については改善を検討する。

（1）消費税転嫁対策特別措置法ガイドライン等の策定・公表・周知

次回の消費税率引上げに際して、消費税転嫁対策特別措置法の考え方の明確化や事業者にとっての予見可能性を高めるため、必要に応じて「消費税の転嫁拒否等の行為に関するよくある質問」を改訂する。また、公正取引委員会ウェブサイト「消費税転嫁対策コーナー」を活用した周知活動を推進するため、同

コーナーの内容充実，説明会等における周知などを通じて，同コーナーへのアクセス件数を増やすための取組を行うこととする。

また，次回の消費税率引上げの際に軽減税率制度が導入されることが予定されているため，軽減税率制度が導入された場合の消費税転嫁対策特別措置法の考え方についてガイドライン等で明確化する。

(2) 消費税転嫁対策特別措置法に係る説明会及び講師派遣

次回の消費税率引上げに際して，今後も全国各地で説明会を開催し，要望に応じて積極的に講師を派遣する。特に，転嫁拒否行為の未然防止の観点から，違反行為の多い業界を対象にした説明会を開催する。

また，講師派遣については，公正取引委員会のウェブサイトで講師派遣の案内についてのページを充実させるとともに，中小企業団体等の事業者団体からの講師派遣依頼に広く対応し，公正取引委員会の職員を講師として派遣していく旨を積極的に呼びかけていくこととする。

加えて，消費税転嫁対策特別措置法への理解度や説明会への満足度をより向上させるため，参加者の理解度レベルを確認し，レベルに応じた説明をするなど，より参加者のニーズに沿った説明会にする。

2 転嫁拒否行為に対する迅速かつ厳正な対処のための取組

次回の消費税率引上げの際も，「買ったたき」をはじめとする転嫁拒否行為の発生が懸念されるところ，消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として，書面調査等による積極的な情報収集並びに転嫁拒否行為に対する調査及び勧告・指導等について，これまでの取組を継続し，引き続き，転嫁拒否行為に対する迅速かつ適正な対処のための取組を推進する。

3 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

公正取引委員会のウェブサイトに掲載している「届出に関するよくある質問」や届出の記載例等を必要に応じて見直すなど，届出者の事務負担軽減に引き続き配慮する。

第6 第三者の知見の活用

政策評価委員会における各委員の主な意見は以下のとおりである。

○ 転嫁拒否行為に関する端緒の9割以上が書面調査によるものであり，申告によるものは1割も満たないのは，消費税転嫁対策特別措置法に関する広報活動が不十分だからか。 （取引上立場の弱い事業者は転嫁拒否行為を受けたとしても，今後の取引への影響を考慮して自らその事実を申し出にくい場合があることから，書面調査が端緒源となることが多いと考えている旨回答した。）	田中委員
---	------

○ 表 7 の書面調査の発送件数について、中小企業、小規模事業者等の件数が平成 26 年度から平成 27 年度にかけて減少しているのはなぜか。 （平成 26 年度に書面調査を発送した際に、未達となった発送先について、平成 27 年度の調査の発送先から除外したためである旨回答した。）	若林委員
○ 消費税転嫁対策特別措置法に係る説明会の参加者の理解度について、当該説明会受講前の理解度もアンケートして受講後と比較して評価する方法も行ってはどうか。 （意見を踏まえ、今後説明会の実施方法について検討することとしたい旨回答した。）	小西委員

第 7 評価を行う過程において使用した資料

- ・ 平成 27 年度における消費税転嫁対策の取組について（平成 28 年 6 月 2 日公表）
- ・ 公正取引委員会主催説明会の参加者に対するアンケート